

令和 7 年度

青森産業展示館・青森市はまなす会館
自動販売機設置事業者募集要項

青 森 市

(経済政策課)

令和7年度青森産業展示館・青森市はまなす会館

自動販売機設置事業者募集要項

青森市が行う青森産業展示館及び青森市はまなす会館への自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」といいます。）の募集に応募される方は、この募集要項、青森市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する要綱（平成24年10月29日実施）、青森市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する一般競争入札実施要領（平成24年10月30日実施。以下「要領」といいます。）をよく読み、次の事項をご了承のうえお申し込みください。

1 目的

青森市の収入確保を図るとともに、施設利用者等の利便性と市民サービスの向上を図ることを目的とし、一般競争入札により設置事業者を選定します。

2 貸付物件

貸付物件は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募できます。なお、入札の執行前又は設置事業者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、参加資格者（要領第6条第1項に規定する参加資格者をいいます。以下同じ。）又は設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」といいます。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告（要領第3条に規定する公告をいいます。以下同じ。）の日から過去3年間に於いて、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人の場合は青森市に住所を、法人の場合は青森市に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（青森市に対して納税義務のあるものに限り、）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。

- (8) 本店所在地及び青森市において、公告の日から過去3年間において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていない者であること。

4 自動販売機の設置条件等

(1) 自動販売機設置の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、青森市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸付する方法により行います。

(2) 契約の締結及び貸付期間

ア 自動販売機の設置に当たり青森市と設置事業者との間で、別紙2「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する契約書」により契約を締結します。

イ 貸付期間

貸付の期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

貸付契約は、貸付期間の満了をもって終了し、更新はありません。

また、青森市又は国若しくは他の地方公共団体が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他青森市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。

なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」といいます。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとします。）を自らの負担で設置してください。

電気料については、指定する期日までに、施設の指定管理者に納入してください。

(5) 貸付面積

貸付面積は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

(6) 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種を設置してください。

(7) 設置条件

貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 別紙3「仕様書」に基づき、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスを設置し、管理すること。

イ 販売品目は、清涼飲料水等とし、酒類、たばこの販売を行わないこと。（詳しくは別紙1「貸付物件説明書」を確認すること。）

なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、事前に青森市担当者と協議すること。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の内容の変更については、青森市担当者と協議のうえ行うこと。

オ 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

- カ 自動販売機への販売品の充当及び使用済み容器の回収の時間及び経路については、青森市担当者の指示に従うこと。
- キ 自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザインの自動販売機の設置に努めること。
- ク 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、保健所をはじめとする関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- ケ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において、迅速かつ適切に対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。ただし、青森市の承諾があったときは、変更された現状のままで返還することができます。

なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

5 応募申込手続

入札参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出していただきます。

(1) 提出方法

提出先及び受付期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

応募希望者は、申請書その他必要書類に所定の事項を記入、押印のうえ、提出してください。郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付はいたしません。

(2) 提出書類

- ア 申請書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 委任状（様式3）
- エ 事業者（会社）概要（形式は問いません。会社のパンフレットでも結構です。）
- オ 自動販売機設置実績報告書（様式4）
- カ 印鑑証明書（写し可）
- キ 営業証明書又は登記事項証明書（写し可）
 - (ア) 個人の場合：営業証明書
 - (イ) 法人の場合：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）
- ク 国税の納税証明書（その3の2、その3の3は証明書の種類）（写し可）
 - (ア) 個人の場合：「その3の2」の「申告所得税」、「復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明
 - (イ) 法人の場合：「その3の3」の「法人税」、「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明
- ケ 取扱商品一覧表（様式5）（取り扱う予定の商品）
- コ 設置する自動販売機のカatalog（寸法等が確認できるもの）
- サ 自動販売機の管理等に関する届出書（様式6）

（個別業務の実施者が不適当と認められる場合は、入札参加資格がないものとする場合があります。）

※ 複数物件に申し込む場合は、まとめて申し込みできます。

※ カからクまでの証明書類は、発行後3箇月以内のものに限ります。

ただし、「令和7年度青森市競争入札参加資格者」として認定され、名簿に登載されている者は、ウ、エ及びカからクまでの証明書類は省略可能です。

また、カからクまでの証明書類は、写しの提出も可能です。

(3) 印鑑証明書の留意事項

ア 法人の場合：登記している所轄の法務局が発行したものを提出してください。（写し可）

イ 個人の場合：市民課（駅前庁舎1階、浪岡庁舎1階）、中央情報コーナー（本庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、市内各支所・市民センター（油川・荒川・西部・横内）・高田教育福祉センター・東岳コミュニティーセンターで発行します。（写し可）

(4) 営業証明書の留意事項

営業証明書は、市民課総合窓口（駅前庁舎1階）、納税支援課（浪岡庁舎1階）で発行します。（写し可）

(5) 国税の納税証明書の留意事項

国税の納税証明書については、現在の住所地（納税地）を所轄する税務署に納税証明書の交付請求を行ってください。なお、納税義務がない場合でも証明書は発行されます。請求手続き等についての詳細は、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）を参照してください。

（写し可）

(6) その他応募に当たっての留意事項

ア 応募者に関する情報及び応募者数等の問合せについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

イ 提出書類の返却はいたしません。

ウ 提出書類を補足する資料の提出を求める場合があります。

エ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

オ 一物件につき同一人が代表者となる法人等が重複して入札参加した場合、いずれのした入札も無効とします。

(7) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(8) 入札参加資格の確認等

上記(2)の提出書類により、入札参加資格の有無を確認し、申請者あてに**令和8年2月4日（水）までに**一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式7）を送付します。

また、当該結果の通知後であっても、応募資格を満たしていないこと、不正等が判明した場合には、参加資格者の認定を取り消します。

(9) 無資格者への理由説明

一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式7）により、入札参加資格がないとされた者は、次に定めるところに従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。この場合、書面で回答します。

ア 提出先 経済政策課（駅前庁舎3階）

イ 提出期限 **令和8年2月12日（木）午後5時まで**

ウ 提出方法 上記提出先に直接お持ちください。郵送又はファクシミリ、電子メールによる提出は受付いたしません。

(10) 質問及び回答

募集に関しての質問及び回答は、次により行います。

ア 提出先 経済政策課（駅前庁舎3階）

イ 質問期限 **令和8年2月4日（水）午後5時まで**

ウ 提出方法 質問は、質問書（様式8）により行い、上記提出先に直接お持ちください。郵送又はファクシミリ、電子メールによる提出は受付いたしません。

エ 回答期間 **令和8年2月12日（木）まで**

オ 回答方法 質問書を受理してから、概ね5日以内を目途に、全ての申請者に対し、郵送又はFAX若しくは電子メールにて回答します。

6 入札

(1) 入札の日時及び場所

入札の日時及び場所は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

(2) 入札時必要書類

ア 入札書（様式9）

(ア) 入札書は、入札者又はその代理人が入札会場において直接提出してください。

(イ) 入札金額は、上記4(2)イの**貸付期間中の対象物件の貸付料の総額（3年間分の金額）**を記載してください。なお、入札金額は、別紙1「貸付物件説明書」に記載された最低貸付料（以下「最低貸付料」といいます。）を下回らないよう注意してください。

(ウ) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札参加者は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(エ) 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

イ 委任状（様式10）

(ア) 代理人により入札するときは、必ず委任状（様式10）を提出してください。

(イ) 使用する印鑑は、入札書と同一のものとしてください。

(3) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加者資格を有しない者のした入札

イ 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札

ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

エ 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札

オ 同一物件の入札に対し2以上の意思表示をした入札

カ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札

キ 記名及び押印のない入札額での入札

ク 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札

ケ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

コ 最低貸付料未満の入札

サ その他入札条件に違反した入札

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定

ア 入札書を公開の場で開札し、貸付物件に対し、青森市が設定する最低貸付料以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。

イ 落札結果については、落札者名、落札金額及び入札参加者数を青森市ホームページで公表しますので、あらかじめご承知ください。

(6) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は延期することがあります。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次に掲げるところにより入札を辞退することができます。

ア 入札執行日前にあっては、入札辞退届（様式11）を別紙1「貸付物件説明書」記載の申請書等の提出先に直接お持ちになるか、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出してください。

イ 入札執行日にあっては、入札辞退届（様式11）又は入札を辞退する旨を明記した入札書（様式9）を、入札を執行する者に直接提出してください。

7 契約

(1) 契約の締結

契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(2) 貸付料の納付

各年度、青森市が発行する納入通知書により、青森市の指定した期日までに納付していただきます。詳しくは別紙2「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する契約書」第9条をご覧ください。

(3) 契約保証金

免除

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。

(2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。

(3) 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと青森市が判断したとき。

9 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が自動販売機の設置を辞退した場合、青森市において新たな設置事業者を決める募集手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い価格で入札を行った者を設置予定事業者とし、新たな設置事業者を決めることができますものとしします。

ただし、設置を辞退した事業者は、今回の入札以降に行われる本市における自動販売機の設置に係る競争入札への参加を制限する場合があります。

10 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 貸付期間中に、青森市又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかとなったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと青森市が判断したとき。
- (4) 契約に定める義務を履行しないとき。

11 その他

- (1) 自動販売機の売上高については、青森市が指定する様式により報告してください。
- (2) 自動販売機に伴う事故については、青森市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (3) 商品等の盗難及び破損については、青森市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (4) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。
- (5) 入札及び契約に当たっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、青森市財務規則等の法令を遵守してください。

12 この募集要項に関する問合せ先

青森市経済部経済政策課産業企画チーム

〒030-0801

青森市新町一丁目3番7号

電話 017-734-5227

※ 資料

3の(1)及び(2)関係

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4の(1)関係

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

(1)～(3) 略

(4) 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

(5)・(6) 略

3～9 略